第10回 筑前町農業委員会総会 会議録

- 1. 開催日時 平成29年1月10日 (火) 午後3時から午後4時40分
- 2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室
- 3. 出席委員 (20名)

持 山	英 幸	会 長	平田	曻 曻	委 員	
平山	正行 会	長代理	北村	博美	委員	
井 上	治 康	委員	上田	忠夫	委員	
北 原	康 德	委員	行武	芳明	委員	(欠席)
岡部	貢	委員	矢 野		委員	
倉 掛	正則	委員	藤井	貢	委員	
平山	雅 章	委員	八 尋	德 幸	委員	
川上	富 男	委員	下村	喜美子	委員	
山本	政 明	委員	行武	勇吉	委員	
山口	弘 行	委 員	池松	和義	委員	
乄 野	芳 江	委 員				

4. 付議事項

議事

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 経営主変更承認届について
- 報告第3号 公共事業に関する農地の一時利用届について
- 議案第1号 平成29年1月期農用地利用集積計画の審議について
- 議案第2号 農地内の地目 (現況) 変更承認申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(農委会処分)
- 議案第4号 農地転用計画変更申請について(5条知事許可変更)
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)
- 議案第6号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

その他

- 5. 議事録署名人に指名された委員の氏名 北**原** 康**德** 委員、 倉掛 正則 委員
- 6. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 〆野 明子

(会議経過) 発言者	議題・発言内容・決定事項
第 第 3 章 3 章 4 章 4 章 4 章 4 章 4 章 4 章 4 章 4 章	議題・発言内谷・伏足事頃 ただ今から、平成28年度第10回筑前町農業委員会総会をはじめさせて頂きます。
事物 则	ただっから、平成28年度第10回 期前可展案委員云総云をはしめさせて頂きます。 なお、15番 行武芳明委員から欠席届が出ております。4番 岡部委員から少し遅れます と連絡がありました。現在の出席数は委員定数21名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。
	それでは、農業委員憲章を全員で読み上げたいと思いますので、ご起立の程よろしくお願い 致します。
	(全員で農業委員憲章を読む)
事務局	ご着席お願いします。 次第2、会長挨拶でございます。会長よろしくお願い致します。
会 長	(会長挨拶)
事務局長	(事務局長挨拶)
事務局	ありがとうございます。 続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしくお願い致します。
会 長	議事録署名人の指名を致します。3番 北原委員と5番 倉掛委員にお願いを致します。
事務局	よろしくお願い致します。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしくお願い致します。
議長	それでは、付議事項にはいります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願い致 します。
事務局	議案書1ページをお開き下さい。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び 農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条 通知。本日付、会長名でございます。
	(報告第1号 番号1~番号5を読み上げる)
事務局	以上ご報告申し上げます。
議長	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。 これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言 をお願い致します。 それでは、報告第1号について何か質問はございませんか。
	(質問なし)
議長	ないようでございますので、報告第1号は承認されたものとして次に参ります。 報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より、説明をお願いします。
事務局	議案書3ページをお開きください。

報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。

(報告第2号 番号1~番号3を読み上げる)

事務局

以上ご報告申し上げます。

議長

報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はございませんか。

(質問なし)

議長

ないようでございますので、報告第2号は承認されたものとして次に参ります。

報告第3号 公共事業に関する農地の一時利用届について、事務局より、説明をお願いします。

事務局

議案書5ページをお開きください。

報告第3号 公共事業に関する農地の一時利用届について、 上記について次のとおり提出する。 本日付 会長名でございます。理由 公共事業に関する農地の一時利用届が提出されたので報告する。

(報告第3号 番号1を読み上げる)

事務局

以上ご報告申し上げます。

議長

報告第3号 公共事業に関する農地の一時利用届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第3号について何か質問はございませんか。

(質問なし)

議長

ないようでございますので、報告第3号は承認されたものとして次に参ります。

議案第1号 平成29年1月期農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

議案書6ページをお開きください。

議案第1号 平成29年1月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。

(議案第1号を読み上げる)

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。

議長

議案第1号 平成29年1月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。

それでは、何か質問はございませんか。

(質問なし)

議長

ないようでございますので採決に移ります。

議案第1号に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員賛成)

議長

議案第1号は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。

議案第2号 農地内の地目(現況)変換承認申請について、事務局から説明をお願い致します。

事務局

議案書10ページをお開きください。

議案第2号 農地内地目(現況)変換承認申請について、 本日付 会長名でございます。 理由 農地内の地目(現況)変換承認申請書が提出されたので、審議を求める。

先に変換承認申請について簡単にご説明します。あまり出てきていない事例でして、以前は 平成25年に出ています。まず、農地台帳上、台帳地目と現況地目が表示されておりますが、 登記簿謄本に載るのが台帳地目となっております。こちらは法務局の方で地目を定める形になっております。現況地目については、実際の現況がどのような地目に分けられているかという 事になっています。現況地目については農業委員会の方で現状がどうなのかを判断して変える ことが出来ます。ただ、政策的に新たに田を増やすことはございませんので、田から畑への変 換というのが原則になると思います。実際、現状、畑として使用している所を、農地台帳上の 現況を田から畑に名義を変える形になっております。

(番号1を読み上げる)

事務局

以上ご報告申し上げます。

議長

議案第2号 農地内地目変換承認申請についての、番号1について、事務局の説明が終わりました。

それでは、何か、ご質問はございませんか。

17番

変換の理由で稲作をするには適さない農地とあり、現場がどのような所か分かりませんが、 水が足りないからとかの理由ですか。

6 番

これはですね、昔、改田が流行っていたころ、畑を改田して田んぼにしてありますが、水の道がほとんどなくて、周りも全然田んぼを作って無くて、現況畑なんですよね。山を開墾して田んぼにしていました。水はポンプでかけてあったんですが、やはり稲作には適さないという本人の要望で、現地も池の周りで田んぼが全然ない所です。本人の要望で税金関係か何かは分かりませんが元の畑に戻すという事です。これを畑にして転売するような事も無いようですので賛成をしております。

議長

他に何かありませんか。

(質問なし)

議長

ないようでございますので採決に移ります。

議案第2号の番号1 に賛成のかたは挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長

議案第2号の番号1は、全員賛成にて可決を致します。次に参ります。 議案第2号の番号2について、事務局より説明をお願いします。 事務局

(番号2を読み上げる)

以上ご報告申し上げます。

議長

議案第2号の番号2について、事務局の説明が終わりました。

それでは、何か、ご質問はございませんか。

7 番

申請土地の番地が違いますが、これは一筆ずつあるんですか。よく分からないので説明をお願いします。

事務局

こちらの農地は、仙道古墳公園のすぐ横の隣接した農地になります。この申請地の2筆は隣接した1筆の一塊の農地になっています。

議長

これを畑にした場合、周りには影響はないでしょうか。

事務局

周りは公園と山林で、農地としてあるのがこの2筆になります。

20番

地目が田を畑にするという事で、反対ではないですが、このような手続きは必ずしないといけないんですかね。結構、このような田んぼは多いと思います。それと、今日、4番がおられないようですが、この田んぼだったら、土地改良区、両筑ですかね、ああいう所は、田を畑にする場合は、一時金か解約金を払わないといけないのではないですか。その辺をお尋ねします。

事務局

まず、確かに言われる様に登記簿上は、田で現況は畑というケースは多いと思います。固定 資産税係に確認した所、田と畑だと若干、畑の方が税金が安いと聞いております。それから、 土地改良区から外れる手続きにあたって必要という事で、農業委員会の方でここは畑として見 ていますよというのが必要という事で申請に来られています。以上です。

議長

他に何かありませんか。

(質問なし)

議長

ないようでございますので採決に移ります。

議案第2号の番号2 に賛成のかたは挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長

議案第2号の番号2は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願い致します。

事務局

議案書11ページをお開きください。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。

理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。

(番号1を読み上げる)

事務局

場所につきましては、別紙の配置図2ページをご覧ください。

次に審査基準につきましては、12ページをご覧ください。

この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべ

て満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。

議長

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明 が終わりました。それでは、質問はありませんか。

(質問なし)

議長

質問がないようですので、採決に移ります。

議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長

議案第3号の番号1は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。

議案第4号 農地転用計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書13ページをお開きください。

議案第4号 農地転用計画変更申請について 上記について、次のとおり提出する。

本日付 会長名でございます。

理由 農地法に係る事務処理要領第4の7の(3)のエの(イ)の規定により、農地転用計画変更申請書が提出されたので、審議を求める。

(番号1を読み上げる)

事務局

引き続き補足事項につきまして、説明いたします

今回の変更申請は、平成9年4月30日付で農地法第5条の許可を受け所有権移転がなされておりました。議案書の変更の目的にあるとおり、現在の住所地に生活基盤が出来てしまっていることから、許可の目的を達成しないまま、現在に至っており、現況は畑のままとなっております。

今回の変更申請は、事業主及び許可内容等の変更のため、許可者である県の承認を受けるための変更申請となっています。

また、計画変更の申請と同時に、変更後は変更後事業主が許可を受けるため、農地法第5条第1項の許可申請書が提出され、この後の議案第5号の番号3に上程しておりますので、審議のほど、よろしくお願い致します。以上、ご提案申しあげます。

議長

議案第4号 農地転用計画変更申請について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か、ご質問はございませんか。

(質問なし)

議長

ないようですので、採決に移ります。

議案第4号に賛成のかたは挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長

議案第4号は、全員賛成にて可決を致します。

次にまいります。議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1 について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

議案書14ページをお開きください。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付

会長名でございます

理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。

(番号1を読み上げる)

事務局

引き続き補足事項につきまして、説明いたします。

譲受人は隣地である三並〇〇番地〇において農業用倉庫等の製造業を営んでいますが、取引量の増加に伴い、生産量が増加しており、現在の敷地内では資材置場及び展示用倉庫の設置場所に苦慮しているとのことです。申請地の土地を購入し、資材置場及び展示用倉庫の設置場所として整備するための計画となっています。

尚、他の法令の許可申請はありません。次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、東側及び北側におおむね 1 0 ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。第 1 種農地は原則不許可でありますが、隣接する既存の敷地の拡張ということで、拡張に係る申請地の面積 5 8 8 ㎡が、既存の施設の敷地面積 4 , 8 0 6 ㎡の 2 分の 1 を超えない転用であることから、第 1 種農地の不許可の例外規定に該当します。

一般基準につきましては、申請に係る添付書類にて、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については確認しております。以上でございます。

議長

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1について、事務局の説明が終わりました。

現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。

18番

位置図の5ページをみて頂くと昨年駐車場の転用の申請がありまして、今回はその法面の上にあります資材置場の転用という事になっています。左側に展示倉庫が3つありますが、これは倉庫の一間真角の展示ハウスモデルでありまして、日照問題は、何も問題はないと思います。

議長

会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。

会長代理

今、言われた通りです。今、みてきましたが、クレーンで動かせるような小さいハウスが置いてありました。ここに展示されても、他の農作業には、問題はないというふうに見てきました。以上です。

議長

それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。

(質問なし)

議長

ないようですので、採決に移ります。

議案第5号の番号1に賛成のかたは挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長

議案第5号の番号1は、賛成多数にて可決を致します。

次にまいります。議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号2 について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

(番号2を読み上げる)

引き続き補足事項につきまして、説明いたします。

譲受人は、譲渡人から申請地を購入して、集合住宅を建築し、家賃収入を得るための転用申請です。建物としましては、木造2階建て、建築面積360.47㎡の1棟20戸の集合住宅

を建設する計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請に係る添付書類にて、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については確認しております。以上、ご提案申しあげます。

議長

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号2について、事務局の説明が終わりました。

現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。

16番

排水は申請地と隣の自分の田んぼの間を流すという事で話しがあっています。以上です。

議長

会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。

会長代理

別にありません。

議長

それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。

(質問なし)

議長

ないようですので、採決に移ります。

議案第5号の番号2に賛成のかたは挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長

議案第5号の番号2は、全員賛成にて可決を致します。

次にまいります。議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号3 について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

(番号3を読み上げる)

引き続き補足事項につきまして、説明いたします。

譲受人は現在、大久保にて朝倉記念病院を運営しておりますが、その従業員の為の保育所を 開設し、従業員の職場条件を向上する目的での転用申請です。

申請地の農地に一体利用地である宅地4筆を合せて1379.09㎡あり、申請地は駐車場の一部とて使用する計画となっています。また、他の法令の許可申請はありません。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、東側に農地の広がりが、概 ね 1 0 ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第 1 種農地と判断します。第 1 種農地は原則不許可でありますが、既存の集落に接続して整備される、居住する者の業務必要な施設であることから、第 1 種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。

議長

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号3について、事務局の説明が終わりました。

現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。

7 番

今の説明の通り、農地を宅地にして譲受人の保育所の駐車場にするという事です。周りが宅地という事で、印鑑をおしております。雨水については、前に出すという事になっています。 以上です。 議長

会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。

会長代理

配置図の12ページを見て頂いたら分かると思いますが、申請地の横は現況畑でして、ここは駐車場として整地されても、その下にある農地について支障はないと見てきましたので問題はないと思います。以上です。

議長

それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。

19番

事業所内保育所建築とありますが、何人ぐらい収容できるんでしょうか。

事務局

通常の認可保育所とは違いまして、朝倉記念病院の先生や看護師のお子さんの為の施設となっております。計画の中では、0歳~1歳児が14名、2歳児以上が6名となっています。以上です。

事務局

他に質問はありませんか。

(質問なし)

議長

ないようですので、採決に移ります。

議案第5号の番号3に賛成のかたは挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長

議案第5号の番号3は、全員賛成にて可決を致します。

次にまいります。議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号4 について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

(番号4を読み上げる)

引き続き補足事項につきまして、説明いたします。

譲受人は現在、アパート住まいですが、現在の住居では手狭であることから、申請地の 土地と隣接する実家敷地内の地目宅地○○番○の一部を一体利用して住宅を建築するため の転用申請です。建物としましては、鉄骨2階建て、建築面積33.54㎡の住宅を建設 される計画で、申請地の農地については進入路部分となっています。

尚、他の法令の許可申請はありません。次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、西側に農地の広がりが、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。

第1種農地は原則不許可でありますが、既存の集落に接続して建築される住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。

一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。

議長

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号4について、事務局の説明が終わりました。

現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。

9 番

今、事務局の方から話があった通り年ですが、逆を言いますと、今私もはっきりわかったような形で、締切日の前日の日曜日の夜にサインを下さいと書類を持ってこられて、サインをしましたが、次の日に印鑑を下さいとこられ、現地を確認せず、書類のみで印鑑を押しました。地元の業者の方だったので、印鑑を押しましたが、せめて、現場の確認が出来る余裕の日程で書類を持って来て頂きたいです。今言われた説明の中では、別に問題がある所はありません。

ただ、住宅金融公庫か銀行からの融資の問題で通路を作らないとお金を貸さないというような 状態が出来ていましたので、通路を宅地の敷地内でなく、外部に作ることになりました。以上 です。

議長

事務局、今後指導の程、よろしくお願いします。 他に何かありませんか。

20番

14ページの図面を見ると申請地は細長く小さい面積で48㎡となっていますが、この横は 田んぼですか、宅地ですか。宅地の一部が農地になっていたから変更しているんですか。意味 が良く分からないです。

事務局

15ページを見て頂くと分かりやすいと思います。家を建てられる所はご実家の宅地の一部となります。その宅地の一部への進入口が今回分筆しての転用申請になります。家を建てる宅地の方からでも入ることは出来るんですが、なぜ、別に必要かといいますと、銀行からお金を借りるにあたって、進入口がきちんとしていなければ担保に出来ないという事なのでと聞いております。以上です。

6 番

これは個人で分筆して道路としてありますが、個人の土地ですか。

事務局

道路ではなく、敷地延長という形ですので道路ではないですね。宅地の一部という形にされると思います。

議長

他に何か質問はありませんか。

(質問なし)

議長

ないようですので、採決に移ります。

議案第5号の番号4に賛成のかたは挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長

議案第5号の番号4は、全員賛成にて可決を致します。

次にまいります。議案第6号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書15ページをお開きください。

議案第6号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

上記について、次のとおり提出する。 本日付 会長名でございます。

理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正 化あっせん事業実施要領 5 規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求める。

(番号1を読み上げる)

あっせん委員 八尋委員、倉掛委員

場所につきましては、別紙の配置図、16ページをご覧ください。

(番号2を読み上げる)

あっせん委員 井上委員、行武芳明委員

場所につきましては、別紙の配置図、17ページをご覧ください。

(番号3を読み上げる)

あっせん委員 山口委員、持山委員

場所につきましては、別紙の配置図、18ページをご覧ください。

以上ご提案申し上げます。

議長 議案第6号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の 説明が終わりました。 それでは、ご質問はありませんか。 (質問なし) 質問がないようですので採決にうつります。 議長 議案第6号に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手) 議案第6号は全員賛成にて可決を致します。 議長 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 続きまして、次第5、次第6、次第7、を順に事務局より説明及び進行をして下さい。 事務局 次第5 その他 事務局 次第6 今後の日程について 次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願い致します。 事務局 会長代理 これをもちまして、第10回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。 16:40終了